

業務仕様書

1 業務名

麻生球場ファウルポール保全業務

2 業務目的

麻生球場のファウルポールは、昭和 55 年の開場時から使用しているものであるため、経年劣化による錆や変形が発生していることから、施設利用者の安全確保のためにファウルポールの保全を行う。

3 履行場所

麻生球場(札幌市北区麻生町7丁目)

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月 29 日(金)まで

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと

※現地作業は供用期間外(令和5年 10 月 16 日以降)に実施すること。

5 業務内容

- ・既存ファウルポールを撤去し、新規ファウルポールの基礎とポールを設置する。
また、新規ファウルポールの基礎が既存透水管と干渉するため、既存透水管の再敷設を行う。
- ・詳細は、別紙図面(令和4年度麻生球場ファウルポール保全検討業務 成果品)参照。
- ・図面及び仕様書に記載されていない事項は、「札幌市土木工事共通仕様書:最新年度版」による。

(1)既存ファウルポール撤去

ア.ファウルポール撤去(Φ101.06 mm、62.08kg/本)・・・2本

イ.廃棄物運搬、処分・・・1式

(2)舗装撤去

ア.舗装切断(細粒度アスコンt=3 cm)・・・11.2m

イ.舗装破碎(細粒度アスコンt=3 cm)・・・35.9 m²

ウ.発生材運搬、処分(アスコン、舗装切断作業時の濁水)・・・1式

(3)既存透水管撤去

ア.透水管撤去(250×250)・・・13.0m

イ.透水管破碎(250×250)・・・0.3 m³

ウ.発生材運搬、処分(無筋コンクリート)・・・1式

(4)新規ファウルポール設置

ア.床掘・・・26.4 m³

イ.基面整地・・・1.8 m²

ウ.基礎コンクリート(C-1)・・・0.2 m³

エ.基礎コンクリート型枠・・・0.5 m²

オ.ファウルポール設置(アルミ合金、H12m、網付き)・・・1対

カ.躯体コンクリート(C-4)・・・4.2 m³

キ.躯体コンクリート型枠 ……11.7 m²

ク.埋戻し ……7.1 m³

(5) ファウルポール水抜きパイプ施設

ア.基礎砕石(再生砕石 0-40、t=20 cm) ……1.8 m²

イ.水抜きパイプ(ビニールΦ19) ……2.0m

(6) 透水管設置

ア.床掘 ……5.0 m³

イ.基面整地 ……5.6 m²

ウ.透水管設置(合成樹脂Φ200、有孔管) ……14.0m

エ.不織布シート ……11.0 m²

オ.透水材(再生砕石 0-40) ……1.6 m³

(7) アスファルト舗装

ア.凍上抑制層(路盤砂、t=170) ……32.0 m²

イ.上層路盤(再生砕石 0-40、t=100) ……32.6 m²

ウ.表層(再生細粒度アスコン、t=30) ……32.9 m²

エ.不陸整正 ……32.0 m²

(8) 仮設(敷き鉄板、揚重機、発電機等) ……1式

(9) 残土処分 ……19.0 m³

留意事項:

・レフト側の地中には下水道処理施設があるため、下水道処理施設への積載荷重を 6.24t/m²未満とし、施工重機等の積載荷重を 0.91t/m²未満としなければならない。

そのため、仕様書や図面と異なる取付方法や仮設計画で施工する場合には、下水道処理施設への積載荷重の条件を満たしていることを示す資料を提出し、担当職員の承諾を得ること。

なお、仮設計画図の施工重機等の最大値は、新規ファウルポールを揚重機で設置する時であり、12t ラフタークレーンのアウトリガーを 5×20 の敷き鉄板 1 枚に 1 本ずつ張り出して、約 0.58t/m²となる計算である。

下水道処理施設の位置は、「参考 下水処理施設の位置図」参照。

・既存擁壁は、現況で構造上支障がないこと(劣化状況考慮せず)を確認していることから、既存擁壁の形状や仕様を変更する取付方法や仮設計画としないこと。

・ライト側のファウルポールから2m程度の距離に消火栓があることから、地下埋設物として配管等が存在する可能性があるため、施工時に破損させないように十分注意すること。

・株式会社ルイ高が既製品として生産している高さ 12m網付で安定計算や積載荷重条件等の構造検討を行っている。そのため、他社の製品を使用する場合は、安定計算や積載荷重条件等の構造検討資料を提出し、担当職員の承諾を得ること。

・基礎コンクリートは、既存擁壁と一体として構造の安定性を評価していることから、既存擁壁の表面を目荒らしして、基礎コンクリートと一体化させること。

・新規ファウルポールはファウルラインの延長線上に設けること。

6 産業廃棄物処理

- (1) 関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

提出時期	書類名	備考
現場着手前	・工程表 ・業務計画書 ・使用材料の見本、試験成績表、 カタログ等	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
完了時	・写真帳 ・マニフェスト伝票の写し ・完了届 ・完成図	CD-R 等にて電子データも提出すること 書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること マニフェストは、履行期間内にE票も含めて提出すること 完成図は「令和4年度麻生球場ファウルポール保全検討業務 成果品」から変更がない場合には不要

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

※担当職員及び施設管理者等と協議した際には、協議簿を作成し担当職員に提出すること。

※写真撮影に際しては、作業内容、工程が具体的に把握できるように撮影すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 建物内部で使用する材料は、「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に適合するものを用いることとし、安全データシート等を事前に提出すること。
- (4) 石綿含有建材の除却及び処理にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築解体工事共通仕様書(令和4年版)」に基づき作業を行うこと。
- (5) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (6) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (7) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。